

りょかんぎょうほうせこうじょうれい いちぶ かいせい じょうれい ぞあん
旅館業法施行条例の一部を改正する条例(素案)について
(やさしい版)

1 条例の名前

りょかんぎょうほうせこうじょうれい
旅館業法施行条例



2 条例の目的・内容

ホテルや旅館などの宿泊施設を安全に安心して利用できるようにするため、ホテルや旅館が守る必要のあるルールを定めています。

3 今回変える内容

新しくホテルや旅館などができるとき、その周りに学校や図書館、博物館といった、みなさんが勉強するための場所がある場合、保健所はみなさんの勉強に影響がないか、博物館を管理する人に意見を聞くなどの確認をし、問題があれば、営業を認めないことができます。

近年、色々な博物館などが増えてきていることから、みなさんが安心して勉強できるようにするため、今回、意見を聞くべき施設を増やします。

4 意見の出しかた

スマホやパソコンなどで、簡単に手続きができます。

(<https://www.harp.lg.jp/18jTXSkV>)

